

## 令和3年度第3回京都府食の安心・安全審議会

### 1 開催日時

令和3年11月9日(火)14時から16時まで

### 2 場 所

オンライン開催 (Zoom ミーティング)

### 3 出席者

【審議会委員】 12名

中坊幸弘会長、有地淑羽委員、猪尾充孝委員、川村幸子委員、上林喜寛委員、中川恵美子委員、長友麻希子委員、東あかね委員、牧克昌委員、森山敦子委員、山内淳司委員、山本隆英委員

【京都府】関係職員

### 4 次 第

#### (1) 開 会

#### (2) 協議事項

- ・第6次京都府食の安心・安全行動計画（令和4～6年度）最終案について
- ・令和4年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について

#### (3) 報告事項

- ・令和3年度京都府の食の安心・安全に係る取組について

#### (4) 閉 会

## 5 議 事

### 【協議事項】

(会長)

次第により進めてまいります。2番目の協議事項の(1)第6次京都府食の安心・安全行動計画(令和4年～6年度)の件について、最終案について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

最初に資料の確認をお願いします。

資料1がスケジュールを示したものでございます。資料2は、いただいた意見や府の対応をまとめたものです。資料3は最終案の内容です。資料4は設置目標を一覧に整理しています。資料5が意見聴取させていただく食品等の収去検査計画に関する資料です。最後に資料6が食に関する資料を集めていますので、御覧いただきますようお願いします。

それでは、協議事項2(1)第6次京都府食の安心・安全行動計画(令和4～6年)の最終案についてです。

最初に資料1でスケジュールについて、御確認をお願いします。

審議会は、今年度第1回の審議会を6月3日にお世話になり、概要案について、審議いただきました。第2回の審議会は、8月26日に骨子案について審議をいただきました。パブリックコメントを10月1日から御意見をいただきまして、先ほど部長からありましたとおり、57件の意見をいただきました。

本日、第3回の審議会として11月9日に最終案の御審議をいただきまして、11月議会に提出ということで進めさせていただきたいと考えております。

資料2について、資料2の1は、第2回審議会でいただきました御意見についてで、13項目いただいております。全般として、分かりやすくまとめられているので、この内容に進めていただきたいということで御意見をいただきました。

2番目の令和5年施行の遺伝子組換え食品の表示について記載してはどうかと御意見をいただきましたので、最終案に反映して、遺伝子組換え食品の任意表示が適切に分別、生産、流通管理している旨、あるいは遺伝子組換えでない旨の2つに分かれることとされ、これら新しい表示基準について、府民及び事業者への周知が必要であるということで記載をしています。

4番目のSDGsに関連して、持続可能な地球社会を考える時代になっているのではないか、幅広く書いてはどうかと御意見をいただき、持続可能な農林水産業が注目されており、例えば有機農業と追記させていただきました。

2ページ目、8番目のテイクアウトの関連は「テイクアウトやデリバリーにより食品を提供する事業者に対して、食品の適切な温度管理、規模にあった食数の提供や、早めの喫食の

呼びかけ等の指導、啓発を行い」ということを追記しました。

12番目の項目、食の安心・安全ヤングサポーターのところで、「SNS等の記事を作成し拡散するなど」と記載し、学生の皆さんに負担なく参加いただけるように工夫したいと考えています。

13番目の食の府民大学に関するところでは、令和3年度の再生数が3万回以上となる見込みとなっていますので、各年で1万回上乘せし、最終案では3万回から6万回と上乘せで修正しました。

資料2の2と2の3が、審議会の部会として、食品衛生評価部会と放射性物質部会からいただいた意見です。17の意見をいただいて、全体11の意見を反映しています。

6ページ、資料2の4をお開きください。パブリックコメントとしていただいた15件、57の項目についての御意見と考え方、対応等についてまとめています。全般としてよく書けているという御意見もいただきました。

14番目のICTという言葉が、イメージが出てこない、もう少し具体的に記載できないかということで、オンライン動画などと追記し、その他、ICTの具体的な内容は、第3章に記載をしています。

また、取組の展開、柱の1の残留農薬は、ポジティブリスト等の追記が必要ではないかと御意見をいただき、最終案にはポジティブリスト制度に基づく残留農薬検査を追記しました。

9ページ、柱の2(1)新型コロナの認証制度の認証店舗数について、10月末現在、8435店舗ということで一覧をホームページに掲載していると紹介しましたが、11月5日時点で9,017店舗に増加していますので、御報告します。下から2つ目の自主的な残留農薬分析について、等はすべて府が行う表現になっているが、書き方に整合をとるためには、事業者が行うことなので、何々の推進と府の取組と区別できる書きぶりにはどうかということで整理をしまして、推進を追記しました。

11ページ、危機管理の項目で、もう少し分かりやすい書きぶりができないかと御意見をいただき、53番目の項目では、最終案には、食中毒・食物アレルギーによる事故、食品表示違反を追加し、京都府ネット取引等安心チームは、インターネット取引に特有な事案等を分析し、対応方法を検討して、未然防止や事業者指導等の施策に反映するとともに追記しました。

専門用語については、丁寧に説明されたいとの御意見をいただきました。今後、準備を進めます普及啓発版で参考資料に用語集を掲載します。

一番下の生産者と消費者が直結する農林水産フェスティバルは、消費者の安心安全につながっていると、市場に出回らない商品もあって楽しみにしていたお客様から、中止は残念との声や、宅配での購入に補助も検討されたいと御意見をいただいています。農林水産フェスティバルは、毎年多くの方々に参加いただいています。残念ながら今年度も見送ることとなりました。来年度には開催できることを願いながら、御意見を参考にさせていただきます。

す。参考まで京の食オンラインマルシェを開設しておりますので、御紹介をさせていただきます。

続きまして、資料3、最終案の本体です。

各項目について、具体には骨子案でお話をさせていただいたように3つの柱で30項目になっています。資料4のA3横開きのものを横に置いて見ていただけたらと思います。

目次です。第1章、食を取り巻く現状及び課題、第2章、第6次行動計画の基本的な考え方、第3章、食の安心・安全に向けた取組の展開ということで、ここに1、2、3の柱と、それぞれ2つずつの項目が上がっています。4、食の安心・安全に関わる危機管理対応、第4章、第6次行動計画の「行動計画の」がミスで重なっておりますので、修正します。後ほど修正版をお送りします。

「はじめに」のところで、第6次行動計画の概要、考え方をまとめています。

1ページ、第1章、食を取り巻く現状及び課題で、食を取り巻く情勢、動向として、新型コロナウイルス感染症の拡大について、ここでは、京都府WITHコロナ、POSTコロナ戦略を令和3年6月にまとめましたこと、京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度を7月に開始したことを記載しています。

次に、(2) 食品衛生法改正によるHACCPの制度化等の新たな法制度への対応ということで、食品衛生法の改正、食品表示法の改正、食品表示基準の改正について書いており、先ほどご意見をいただいたとおり、遺伝子組換え食品の表示についての制度の変更も追記して書いています。

2ページ、(3) 安心・安全な食品の提供と、安心して食事ができる食環境の整備ということで、中ほどに、食品関連事業者等に対する監視、指導が必要ですよということで追記をしました。

持続可能な社会への関心の高まりについて、先ほどの意見のとおり、農林水産業が注目されており、例えば有機農業を含む環境に優しい農業の推進等の取組が求められていますと追記しました。

(5) SNS等の普及と正確な情報については、下線のとおり、追記しました。

3ページの2、第5次行動計画の成果と課題は大きくは変わっていません。第5次計画は、43の取組を、柱の1つとして、新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成、2つ目の柱は、食の信頼感向上に向けた情報の提供と、府民の食の選択力向上ということで取り組んでいます。数値目標の達成状況は、元年度には40項目で80%以上で、概ね計画どおり取り組むことができましたが、2年度には、80%以上達成できたのは32にとどまりました。一方で、オンライン等の新しい生活様式に適應できたことを記載しています。

目指す姿の実現状況は、食中毒等の健康被害の拡大防止ができたこと、食の安心・安全について理解する府民の拡大について、一番下の下線部、比較的安全性が高いという評価を受けていますと修正しました。

4ページ、流通段階の監視で、テイクアウト及びデリバリーを追記しました。

5 ページは、第2章、第6次行動計画の基本的な考え方の3本柱を書いています。1食の安全性確保に向けた行政による監視、検査体制の確保、2食を取り巻く変化に対応する、食品関連事業者等の自主的な取組の促進、3府民の食に関する信頼感向上と、選択力向上に向けた正確な情報の提供とし、中ほどにオンライン動画を追記しました。食について、食が水から始まるとして、水の大切さのご意見もいただいておりますので、農林水産業はじめ、府民の暮らしに不可欠な水に関しては、と追記しました。

6 ページ、施策の体系は3つの柱と、目指す姿と、それぞれの項目を書いています。2つ目の1(2)にデリバリーと、食中毒予防を追記しました。

7 ページからは、具体的な取組について記載しています。

第3章、食の安心安全に向けた取組の展開で、大きい柱の1つの、食の安全性確保に向けた行政による監視、検査体制の確保で、(1)生産現場等の監視指導、目指す姿は生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指しますとし、それぞれの説明と数値目標の一覧を記載しています。

9 ページのテイクアウト・デリバリーについて、追記しています。目標設定で誤解を招くのではないかと御意見を踏まえまして、⑧、⑨の言葉を修正しました。

10 ページ、11 ページは特に修正はなく、食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進についてです。12 ページ、13 ページは、(2)持続可能な農業の促進と食料の安定供給について、記載しています。

14、15 ページ、府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供で、3つ目の柱について、記載しています。14 ページの下に、「SNS等の記事を作成し拡散するなど」と追記しています。15 ページは大きな修正はありません。

16 ページも修正はありません。17 ページ、食の安心・安全に関わる危機管理対応で、具体的に書いてはどうかという御意見のとおり、食中毒、食物アレルギーによる事故、食品表示違反などと、インターネット取引に特有な事案等を分析し、対応方法を検討して、未然防止や事業者指導等の施策に反映するとともに追記しています。

資料4は、3本柱を作って、それぞれの数値目標を整理しました。

案についての御説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいまお聞きのとおり、最終案について、審議会、パブリックコメントの意見なども盛り込んで最終案を説明していただきました。

ここで、10分間休憩し、40分から再開させていただきます。

(休憩)

(会長)

議事を再開させていただきます。

ただいま事務局から説明がありました協議事項に、御質問、御意見ございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

消費者の立場でテイクアウトやデリバリーのことを気にしています。適切な指導、管理をしていただき、大きいお店は良いですが、小さいお店は、十分な徹底がされていないと思います。どのようなお店まで指導、検査をしていますか。スーパーは体制を整えて、食中毒はほとんど聞きませんが、小さいお店が気になります。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

生活衛生課です。デリバリーについて、特に新しく始められた事業者を中心に、各保健所から注意喚起をしています。消費者への注意喚起も含め、実施しています。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

全体的には、大筋賛成します。大学生等がSNSで情報を発信するのは、ありがたいですが、学生はSNSしか信じない、知らない、分からないという学生、一般の方や若者が多いものですから、その辺だけ注意してみてください。

(会長)

ありがとうございます。事務局、何かご意見ございますか。

(事務局)

SNSやオンラインだけではなく、多様な方法での発信を心がけたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

(会長)

ほかに御質問、御意見ございますか。

(委員)

柱の1番の目指す姿の(2)番の流通段階の管理、指導のところの⑧番と⑩番の数値目標が、これまでの視点と違って、違反の件数ゼロ、発生のゼロになっています。少し違和感がありますので、並びを入れ換えるなどはできますか。数値目標の設定は、なぜこのようになっているかをお伺いしたいです。

(会長)

事務局、いかがですか。違反件数の発生がゼロという設定の仕方はどうですか。

(事務局)

いずれも違反のない、結果として、行動計画ですので、検査をこれだけします、その結果として、この件数の検査をします。結果として違反がないことを目指しますというような目標設定を多くの場合していますが、成果としての目標の設定をしてはどうかという御意見もこれまでいただいていたので、この2つの項目は、成果としての達成、違反がないという目標を設定しています。

(委員)

分かるように説明していただくか、皆さんがどう思われるかをお伺いしたいです。計画の検査をする数値は立てて、成果目標と一緒にするとややこしいかと思います。皆さんが良いというのであれば、これで結構です。

(会長)

ほかの委員の方、御意見ございますか。

確かに、農薬の違反にしても、成果はゼロを目指しますが、実績としては検査件数で表示するという方法を取ってきました。従来とは、示し方が異なりますが、御意見ございますか。

従来型に戻すのか、それとも発生をゼロにするのか、いかがでしょうか。ほかの委員の方、御意見ございますか。

(委員)

ここだけゼロというのに、一瞬、引っかかって、指標を見て、なるほどとは思いましたが、順番の並べ替えなど、もう少し違和感がないようにしてはどうかとも思います。テイクアウトやデリバリーの食中毒予防は、監視、点検の件数を目標に挙げるのは難しいのですか。

(会長)

いかがですか。食品表示違反では、数値目標の考え方で、年4品目、各10検体程度ということですが、生活衛生課は、具体的な監視指導の件数がありませんが、いかがですか。

(事務局)

生活衛生課です。テイクアウトとデリバリーの件数を挙げるのが難しい状況があります。並びは違いますが、行動目標よりもさらに一歩進んだ成果目標を、特にここは重視するという思いもあります。コロナ禍において、テイクアウト、デリバリーが増えている中で、絶対に食中毒を起こさないという強い気持ちで、ゼロという形で、この目標はそのまま行かせていただけましたら大変ありがたいと存じますが、いかがでしょうか。

(委員)

ゼロだけではおかしいので、発生防止ゼロ、あるいは中毒発生予防ゼロとすれば、⑨は95以上と書いてあるので、文章として発生ゼロと書けば、私は良いと思います。

(会長)

事務局どうですか。

(事務局)

ありがとうございます。発生ゼロということで、分かりやすく書くことでご理解いただければ対応できると思いますので、そのように対応させていただけたらと思います。

(委員)

調査件数としても良いのではないかと思います。他と違う表現は少し分かりにくいです。

(会長)

ほかに御意見ございますか。事務局でまとめていただけますか。

(事務局)

ありがとうございます。8番、9番については、発生ゼロを目指すということで明記し、書ける項目は、ほかの項目と並べられるような件数を入れるなどを検討します。

会長と最終確認して、進めたいと考えますので、御了解いただけたらと思います。

(会長)

委員、今の案でいかがですか。

(委員)

はい、ありがとうございます。発生件数ゼロを目指すということがはっきり分かれば、明記していただければいいと思います。



(会長)

最終案についての意見聴取は、ただいまのところを修正していただくということで、この最終案で了承ということですのでよろしいでしょうか。

それでは、協議事項2番の令和4年度の食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について、事務局からお願いします。

(事務局)

生活衛生課です。資料5を御覧ください。令和4年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取についてです。恐れ入ります。一番最初の趣旨と3段落目の2か所について、令和3年度を令和4年度に修正をお願いします。

収去計画は、食品衛生法第24条により、毎年度策定する食品衛生監視指導計画の一環として、食品等の収去検査計画を策定しています。年間計画に基づき、通常検査、食中毒発生時などの緊急対応を要する緊急検査、夏季、年末の一斉取締りに合わせて実施する集中検査の3種類を実施しています。令和4年度は、食の安心・安全、本審議会に御意見を伺いまして、府の関係機関で協議して、検査計画素案を作成し、消費者団体との意見交換会を経て、再び本審議会に御報告した上で年度末に策定します。昨年度に引き続き、食品等の種類、検査項目、検査検体数などに関する御意見をお伺いしたく、11月30日火曜日までに、ファックス、メール等により御意見をいただきますよう、よろしくをお願いします。

なお、様式は、2ページにわたって掲載していますので、御覧おきください。

資料5の上から3つ目の「○令和3年度食品等の収去検査計画」、を御覧ください。

令和3年度の通常検査の収去検査計画ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、計画を一部変更して実施しています。令和3年度当初は、合計750検体、うち流通食品の放射性物質検査100検体の予定でしたが、変更後の計画は621検体、うち放射性物質検査が76検体で、10月現在で282検体を実施したところです。

なお、別添1、別添2、別添3、別添4は細かな収去検査計画と実績ですので御覧おきください。説明は以上です。

(会長)

御質問、御意見ございますか。

御意見ないようですので、これで了承とさせていただきます。

#### 【報告事項】

(会長)

それでは、報告事項に移ります。令和3年度の京都府食の安心・安全に関わる取組について、事務局をお願いします。

(事務局)

京都府の食の安心・安全に関わる取組について、資料6です。特に3～5ページは、食の安心・安全行動計画に記載の内容ですので、御覧いただけたらと思います。6ページ以降は、参考にいただければと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

御意見、御質問ございますか。

ないようですので、本日はスムーズに進みまして、これで審議会、事務局のほうに進行をお戻ししてよろしいですか。

【閉会】

(事務局)

会長、大変ありがとうございました。また、各委員の皆様も今日は御審議いただきまして、本当にありがとうございました。

事務局からお知らせです。今年度は、この審議会、全体4回を予定しておりまして、現在3回をお世話になりまして、第4回目最後、3月下旬に開催予定ですので、その際、また日程調整等させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会の健康福祉部副部長からさせていただきます。

(事務局)

恐れ入ります。生活衛生課です。副部長が今、外しておりますので、代わりまして閉会の挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中、熱心に御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。本日頂戴いたしました貴重な御意見を基に、よりよい計画となりますよう、農林水産部と私ども健康福祉部と、また連携して取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

それでは、委員の皆様、順次、御退室いただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以 上